

溝の埋戻しのため、後進してきたドラグ・ショベルに激突される

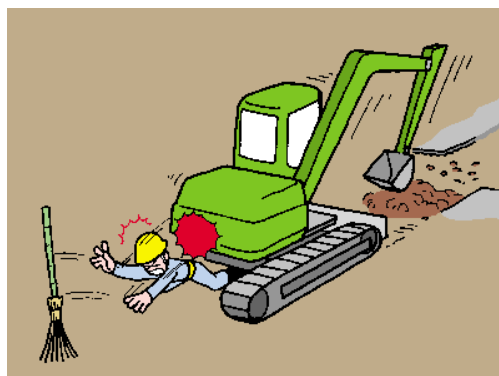
この災害は排水管、電線管等埋設工事において、ドラグ・ショベルを使用して敷設した電線管の埋め戻し作業中、清掃作業をしていた作業者が、突然後退してきたドラグ・ショベルに激突されたものである。

災害発生当日、午前 8 時より元請が主催する朝礼が実施され、作業現場ごとに現場責任者が当日の作業内容と注意事項を指示した。

被災者たちの当日の作業は、すでに掘削された南北方向の掘削溝から西方向に 2 本の溝を掘削し、電線管を敷設して埋め戻すというものであった。

作業は午前 8 時 30 分頃より開始され、被災者は同僚と 2 人でドラグ・ショベルのオペレーターの「手元(てもと)」として作業を行っていた。

午前 11 時 55 分頃、2 本目に掘削した場所の電線管の敷設が終了したので、ドラグ・ショベルのオペレーターは、ドラグ・ショベルの排土板を使って埋め戻し作業を行うため、ドラグ・ショベルを一旦後退させたところ、その近くで「竹ぼうき」を使用して散乱した土を掃いていた被災者にドラグ・ショベルが激突した。



この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを使用して掘削、埋め戻し作業を行うに際して、ドラグ・ショベルに接触する危険のある作業範囲内に作業者を立ち入らせたこと
- 2 ドラグ・ショベルを使用して掘削、埋め戻し作業を行うのに、誘導者を配置して、ドラグ・ショベルの移動などの誘導をさせなかったこと
- 3 ドラグ・ショベルのオペレータが、周囲で作業する他の作業者の状況などを十分に確認することなく、ドラグ・ショベルを突然後進させたこと
- 4 現場の作業状況に対応した具体的な災害防止対策などについて関係請負人に対する指導など元請の統括安全管理が不十分であったこと。

同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所にバリケード、立入禁止用トラロープ等により立入禁止区域を明瞭にし、作業者の立ち入りを禁止すること
なお、車両系建設機械を用いて作業を行うときに立入禁止区域を定めるこ

- とが困難な場合は、誘導者を配置し、誘導者に建設機械を誘導させること
- 2 車両系建設機械を用いて作業を行う際には、運転者は周辺の安全を十分に確認した上で運転すること
 - 3 作業計画を作成し現場巡視等を通じ、安全管理を実施させるとともに、車両系建設機械を使用する作業についての危険性の認識を高めるための安全衛生教育を実施する必要があること。